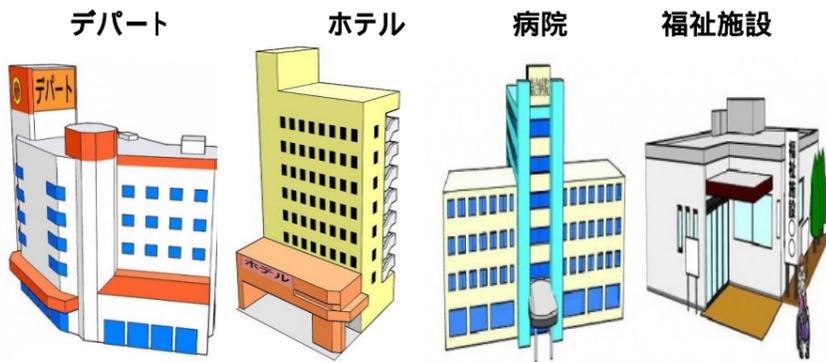


違反対象物の公表制度

が令和2年4月1日から運用開始になります。

建物を安心して利用していただくために、重大な消防法令違反のある建物
島尻消防本部のホームページで確認できる制度です。

- **公** 表の対象となる建物は
飲食店・百貨店など不特定多数の方が
利用する建物や、病院・福祉施設などの
1人で避難することが困難な方が利用す
る建物です。



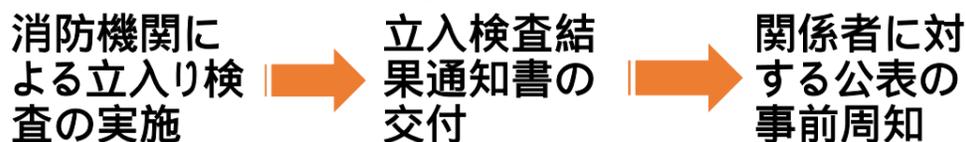
- **公** 表の対象となる違反は
建物に義務付けられた消防用設備等
のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設
備又は自動火災報知設備が設置されて
いない重大な消防法令違反です。



- **公** 表の方法は
島尻消防本部のホームページに掲載し
ます。

- **公** 表の内容は
建物の名称、所在地、違反の内容等

- **公** 表までの流れは



立入検査結果の通知から30日経過した日においても、尚その違反が認められる場合

公表

- **建** 物関係者の方へ

次のような場合には、重大な消防法令違反になる場合がありますので、事前に島尻消防本部 予防課にご相談ください。

増築や改築、隣接建物との接続を行う場合
飲食店、物品販売店、旅館、病院、福祉施設などの用途が新たに入居する場合
窓などの開口部をふさぐ、窓にフィルムを貼付する場合



問い合わせ先
島尻消防本部 予防課
TEL : 098 - 948 - 3052